

議員（藪内 真由美）

4番、藪内 真由美でございます。

本日もよろしくお願ひ致します。

令和7年9月定例会におきまして、次の2点について一般質問させて頂きます。

1点目は、多度津中学校の部活動について。2点目は、デマンド型交通の進捗状況について。一問一答方式でお願いします。

まず1点目。多度津中学校の部活動について質問させて頂きます。

先の令和7年3月定例会においては、小中学校の環境についてをテーマに一般質問をさせて頂きました。

近年の少子高齢化や人口減少の進展などによる社会全体の急速な変化、とりわけ複雑化・多様化する社会の中で、子ども達を取り巻く環境も大きく変化するとともに、学校現場では過去になかったような課題や問題も段続的に発生しており、特にパブリックな教育、いわゆる公教育においては、いじめ問題はもちろん、多くの課題に対して迅速かつ適切な対応がこれまで以上に求められています。

その中で、大きなテーマの一つが部活動であり、国においてもその方針が示され、各自治体において部活動の地域展開等の推進が図られているものと考えています。多度津中学校の部活動に関しては、歴史的にも運動部、文化部とともに非常に盛んであり、多度津の宝でもある子ども達の健全育成において、大きな役割を果たして来たものと思います。指導に関わってきた先生方には、本当に頭が下がる思いです。今後、多度津中学校の部活動がどうなっていくのか、保護者の方から多くの悩みや問題を耳にしています。また、部活動の指導についての意見が学校現場や教育委員会になかなか届かない、適切な対応をして欲しいといった非常に懸念される意見も一部の保護者の方から上がって来ています。部活動などの問題で、多度津中学校ではなく、近隣の私立中学に進学させようと考えている保護者も増えていると聞いています。

そこで、4点についてお伺いします。

過去5年間で、町内の公立小学校を卒業した上で多度津中学校以外の私立中学校へ進学した生徒数とその割合の推移、併せて私立中学校への進学を選択することについて、考えられる理由をお答え下さい。

教育長（三木 信行）

藪内議員の多度津中学校以外の私立中学校へ進学した生徒数とその割合の推移、私立中学校への進学を選択することについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

町内の公立小学校から私立中学校へ進学した生徒数及びその割合は、令和3年

度は204名の児童に対して15名の生徒が入学し、進学率は7%です。令和4年度は187名に対して12名、6%。令和5年度は175名に対して9名、5%。令和6年度は192名に対して12名、6%。令和7年度は157名に対して14名、9%

となっています。

私立中学校を選択した理由を調査したことはありませんが、小学校での児童や保護者との進路懇談会での聞き取りでは、ほとんどが選択した中学校の教育方針等への共感によるものと考えられます。また、小学校在学中の人間関係等が原因で進学先を選択した例も聞いています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

再質問です。

私立中学への進学状況はお答え頂きましたが、その数字には他所の公立中学校などが含まれていないようですので、もし分かれば他の公立中学校への進学人数等も教えて頂きたいのですが、よろしくお願ひ致します。

また、私が保護者の方から聞いているのは私立中学校の教育方針等への共感ではなく、多度津中学校には行かせたくない。というネガティブな意見を聞いています。先ほどの答弁と実態が少し違うように感じますが、いかがお考えでしょうか。

教育総務課長（池田 友亮）

藪内議員の再質問で、人数の部分に関してお答えをさせて頂きます。

今、手元に令和7年度の数字、令和6年度に卒業した児童に対して令和7年度に私立公立等々に行った資料になるんですけれども、転出後、国公立等を入れまして、23名が実際に卒業したところから違う学校に行ってます。そのうち私立へ14名ということになっています。以上、答弁とさせて頂きます。

教育長（三木 信行）

藪内議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

先ほど私が申し上げたところにつきましては、個々の進学の選択については個人情報等の保護もありますので、積極的になぜその学校行ったのかと聞いていることはしておりません。具体的に言いますと中学校が次の年のクラス編成をするために、小学校に入学者数を時期に分けて調査をしていきます。その折に何名の子どもが多中を希望している。何名の子どもは他の中学校へと。その中で理由はこういうことがあるということ。特異なことについてはそういう報告があります。ですから、基本的には違う中学校行くということについては、中学校に何か良さとかそういうものを感じて行っていると感じています。これまでの経験で言いますと例えば学習面で特別なことをしている私立中学校とか、あるいは部活動でも幾つかありますが、昨年度の卒業生の中では、この部活動

では是非ということは聞いていないんですけど私自身は小学校や中学校の校長している間には、僕はその関係でこの学校へということもありました。逆に、部活の関係で他の中学校へ来るという風な選択肢もあったという風に思っています。

藪内議員さんのおっしゃったそのネガティブな理由というのは、色々想像するところはあると思うんですが、私としましてはこう考えています。公立中学校は、藪内議員さんの言うようにパブリックな学校であって、そこには全ての生徒の学びを保障する必要があります。私立の中学校とか、あるいは附属の学校ということになりますと、児童は志願をし、選抜された学校ということになりますので、そことの違いといった辺りを保護者が考えているのかなと思っております。私もそれから校長も常にこのことについては相談をし、協議をして来ております。公立中学校としては、出来る努力として情報発信をしていくしかない。取組について、多度津中学校はここ数年、情報発信については積極的に取り組んでいると感じています。

もう一つ、私自身の言葉としては、多くの子どもが地元の学校に入学して欲しいという気持ちはあります。ただ、最も重要なことは、一人一人の子どもの良い成長、将来の自己実現とか充実した人生を送るということで、どこの中学校へ行くというのが最優先ではないと思っています。出来ることは、多度津中学校を選んでくれた生徒の学習指導とか教育成果、3年間の学校生活を充実させるということが、我々が出来ることだと感じています。その上で頂いたご意見の改善出来ることはしっかりと改善していきたいという風に考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

しっかりと受け止めさせて頂きました。

次に参ります。部活動の地域展開に向けた取組の一つとして部活動指導員の活用制度があると思いますが、その制度の内容とともにメリット・デメリットをお答え下さい。

また、全国的にも部活動指導員の暴言やハラスメント等が問題になっていますが、本町ではそのような不適切な事象が発生していないのか、お答え下さい。

教育長（三木 信行）

藪内議員の部活動指導員の活用制度の内容とメリット・デメリット、また、部活動指導員の暴言やハラスメント等の不適切な事象が発生していないかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

部活動指導員は、学校における部活動の指導体制の充実を図るために、学校教育法施行規則の一部が改正され、平成29年4月より配置出来るようになりました。その施行規則に基づいて、学校設置者が部活動指導員を雇用することで、

部活動の顧問になることや単独での大会引率及び安全管理が可能となっていきます。部活動指導員を活用することのメリットについては、生徒が所属する部活動の競技や文化芸術における専門的な指導を受ける機会が確保されるということが挙げられます。また、部活動指導員が単独で指導や引率が出来ることから、これまで部活動を担ってきた中学校の教職員の負担が軽減されることが挙げられます。

デメリットについては、部活動指導員の指導時間が不規則で短時間、また、指導の中心が週休日となるため、事業のある通常日の指導との連続性が十分に図れないことなどが考えられます。部活動に関わる指導者による暴言やハラスメント等の不適切な事象については、全国的にも問題が起きています。

多度津中学校においても部活動指導員のみならず、教職員や外部指導者によって生徒たちの技術を向上させたい。試合等々して成果を味あわせたいとの気持ちから、厳しい言葉を使ってしまう事例や選手の起用方法について保護者等からご意見を頂くなどの事例の報告を受けています。

なお、このような不適切な指導があった場合には、その都度中学校の管理職から指導者に対して注意をしたり、関係者が連携して課題の解決を図ったりしています。また、学校全体でも学校教育の正しい在り方について見直し、課題の解決を図っています。併せて、町教育委員会としても学校の部活動管理体制の見直しを図りつつ、部活動指導員に対しても研修を実施しています。今後も学校教育全体における生徒のより良い成長を目標に自主的・自発的な活動である部活動の良さを高められるよう、中学校と協力をしながら、部活動の顧問や部活動指導員への指導や助言をしていきます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

再質問です。部活動指導員のメリットで、専門的な指導を受ける機会が確保されると言われましたが、誰がどのように専門性などの指導者としての能力や資質を判断しているのかお答え下さい。

教育総務課長（池田 友亮）

藪内議員の再質問にお答え致します。

部活動指導員の雇用運用につきましては、多度津町においては中学校の推薦に基づいて、教育委員会が任用する形をとらせて頂いております。というのは、どうしても部活動の指導、生徒を指導するというのは学校活動の中にありますので、我々からというのではなく学校でこの方が良いという推薦頂いた方に対して、こちらで雇用をさせて頂いております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

再々質問です。不適切な指導があった場合は、学校の部活動管理体制の見直しを図りつつ、部活動の指導者への指導や助言をしていくことですが、何

より大切なことは事後の生徒や保護者へのケアかと思いますが、具体的に生徒や保護者のケア、再発防止策などを行ったのかお答え下さい。

教育長（三木 信行）

藪内議員の再々質間に答弁をさせて頂きます。

学校、教育委員会には、部活動に関しても様々な御意見が寄せられております。まず我々が心に留めていることは、そういう事案、ご意見を頂いた場合は、すぐに学校、教育委員会で共有をすることは確実にやっております。例えば、私に直接お話があることもあります。その場合は、すぐに学校に連絡をして、その状況を聞いて今後の対応を図ります。学校にあった場合、校長から私に連絡があったり、担当者に連絡があつて、すぐ対応をしております。具体的に言いますと状況にもよりますけれども、顧問あるいは管理職から指導者に改善を求めたり、やり方の見直しということを求めたりし、そしてその状況を推移を見ていくということをしています。もちろん、保護者、児童からも話を聞いていくこともあります。保護者の意見では、保護者の中には私自身の意見ということではなくて一般的に部活動をこういう風に見直して欲しいということもありますので、そういった辺りも考慮に入れながら進めているというのが現状です。部活動には様々な要望も届いております。例えば、そういう課題もありますし、年度の変わり目には顧問が変わってしまって、保護者会の中では新しく来た先生に「あなたで指導出来るのか」という風な言葉があつて、そして、それについてどう対応するのかといった辺りを考えていつたりすることもあります。この部分につきましてはで、新たな指導員を何とか任用して対応したりということもしておりますし、その都度対応して、その後の改善の状況というのを見ながら対応しております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

3点目に参ります。部活動で問題が発生した場合の責任の所在について、教員による部活動運営、部活動指導員による部活動運営によって違いがあるのか、お答え下さい。

教育長（三木 信行）

藪内議員の部活動で問題が発生した場合の責任の所在について教員と部活動指導員による部活動運営によって違いがあるのかについてのご質間に答弁をさせて頂きます。

部活動における問題が発生した場合、学校管理下における課外活動で起きた課題となるため、学校において解決を図る。ということが基本となります。

よって、部活動を指導している者が教職員の顧問であつても部活動指導員であつても、この両者における生徒の安全面を確保するための部活動の対応や体制に違いはありません。

また、全国的に多発した「部活動における行き過ぎた指導」を是正するため、平成30年3月にはスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。本町においては令和2年3月に「多度津町部活動ガイドライン」を定め、部活動における心や体の健康管理、事故防止、ハラスメントの防止について種目や指導者の違いに関係なく一律の基準を適用しています。

町教育委員会としては、部活動は学校管理下における課外活動となるため、部活動で起きた課題等はガイドラインに照らし、中学校に対し適切に指導助言を行うとともに、中学校等と協力して課題の解決に当たっていきます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

再質問です。部活動指導員を実際に雇用しているのは、学校でしょうか、それとも教育委員会でしょうか、お伺いします。

教育総務課長（池田 友亮）

藪内議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

部活動指導員に任用しているのは、町教育委員会です。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

公教育とは、幅広くきめ細やかな対応が求められるものではありますが、結果だけにフォーカスするのではなく、活動する全生徒が平等に経験をする機会を設け、子ども達の成長過程で必要な経験をすることだと思います。

そこで4点目です。今後、部活動の地域展開に関して、現時点における状況と地域展開等に関する町の方針について、詳しくお答え下さい。

教育長（三木 信行）

藪内議員の部活動の地域展開に関して、現時点における状況と町の方針についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

まず、部活動の地域展開に関しての国の動向ですが、文部科学省の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめが、令和7年5月に行われました。

ここでは急激に進む少子化に対し、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保や充実のため、生徒の活動機会の確保を第一の目標としています。そのために、令和8年度から令和13年度を改革実行期間と定め、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこと、さらに地域の実情等を踏まえつつ、出来る限り前倒しでの実現が望ましいとされています。

本町においては、令和6年12月13日に行われた総務教育常任委員会で報告をしたとおり、多度津中学校における部活動の適切で持続可能な環境の構築を目指

し、部活動の段階的な地域移行の方向性を検討するため、令和6年7月に「多度津町部活動地域移行検討協議会」を立ち上げ、これまで同協議会を3回開催しました。昨年度は、教職員に対して部活動の地域移行に関してアンケートを実施し、本年度は本町の部活動地域展開の推進計画を策定するため、現在、児童、生徒、保護者にアンケート調査を実施しています。

町教育委員会としては、多度津中学校において行われている部活動の現状に配慮をしつつ、国や県の動向に注視をし、「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」等を活用した上で、アンケート結果や協議会の意見を参考にし、まずは休日の部活動において、出来るところから地域クラブ活動への移行を進めたいと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

教育長、色々と有難うございました。先ほども申し上げたとおり、多度津町にとって子どもは宝です。学業はもちろん、部活動においても、子ども達一人一人が尊重され、自立に向けて、元気で伸び伸びと成長出来る環境を持続的に整えることが、教育行政において重要だと思います。今後も、大人の論理だけでなく、子ども目線、子どもファーストで部活動の地域展開等が進んでいくことを強く要望致します。

次に2点目。デマンド型交通の進捗状況について質問させて頂きます。

デマンド型交通の導入については、これまで私の議員活動の大きな柱の一つとして一般質問でも定期的に取上げさせて頂いてきました。また、昨年度に計4回実施された町民による「自分ごと化会議」も全て傍聴をさせて頂き、地域交通や交通弱者対策などについて住民の方の生の声を聞きながら、私も議員として、また、一個人として、これから多度津町に適した公共交通の在り方について一緒に考えてまいりました。

さらに、既に町が実施している福祉タクシーなどの移動施策やボランティア事業ではありますが、「チョイ来た」などの関連する移動支援事業についてもデマンド型交通が開始されるのに合わせて、それらの施策や事業との協調とともに各施策の見直しの必要性を感じております。現在の進捗としては、令和7年6月定例会において、今年度から始まった国の補助制度を活用して、まずはデマンド型交通の実証実験を早期に開始出来るよう、国への交付申請を遅延なく行い、その交付決定を待っている段階であるとの報告があったかと思います。今現在も実証実験の開始に向けた諸手続きが急ぎ進められていることと推察しています。

そこで、次の4点についてお伺いします。今回の実証実験で活用を予定している国の補助制度の名称やその内容について改めてお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員のデマンド型交通実証実験に活用する国庫補助制度についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

今回の実証実験の実施にあたっては、令和7年度より新たに創設された補助制度である国土交通省所管の「交通空白」解消緊急対策事業を活用しております。

当該補助金は「交通空白」の解消に向けて、各地域におけるデマンド型交通などの交通サービスの導入を国が後押しするため、具体的な導入手段に関する調査から実証運行、それらを踏まえた利用データの分析までを、補助金によりワンストップで支援するものであります。

まず、その補助率については、事業費500万円までが定額補助、事業費500万円を超える部分については3分の2の補助率となっています。

次に、その補助申請に係る事務スケジュールについては、令和7年3月14日から4月7日までが応募期間であったことから、本町は4月1日に応募書類を提出し、同月28日に事業採択の通知を受けました。その後、5月13日に、翌14日から6月10日までが交付申請期間であることが示されたことから、期間内に交付申請を行い、7月8日付けで国から交付決定を受けました。

次に、その交付決定額については、補助対象経費1,772万5,100円に対して補助金額1,348万3,443円となっており、本町の申請額全額で交付決定を受けております。その補助対象経費の内訳と致しましては、申請額ベースではありますが、システム導入及び伴走支援経費が950万円、システム利用料が123万2,000円、車両購入費が305万1,340円、車両ラッピング経費が58万3,000円、運行経費が206万4,250円、コールセンター経費が74万5,200円、アンケート調査に係る経費が25万3,000円、その他としてチラシ印刷などの諸経費が29万6,310円となっております。

なお、この補助対象経費については、制度上、令和8年2月までに支払が完了するものとされておりますので、当該期間までに支出が見込まれる費用が対象となります。

今後は、当該補助制度に則り、出来る限り早急に詳細な運行内容や契約事務などを進めるとともに実証運行完了後においては、遅滞なく国への実績報告を行えるよう、適切に事務手続を進めていきたいと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

2点目にまいります。現在の進捗状況と今後の予定や見込みについて分かる範囲でお答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

藪内議員のデマンド型交通実証実験の現在の進捗状況と今後の予定について

のご質問に答弁をさせて頂きます。

まず、先ほど町長の答弁がありました補助金について、国が当初示していたQ&Aでは「令和7年5月頃に交付決定予定」とされていましたが、当初の想定よりも国の交付決定が遅く7月上旬となりました。

この交付決定の遅れは、聞き取りを行う限りでは、本町だけではなく全ての申請団体において、同様の遅延が生じているようです。一方で、当初示されたとおり令和8年2月中に補助金の実績報告を行う必要があることから、現在、非常にタイトなスケジュールの中、10月から実証運行が開始出来るように、急ピッチで準備を進めているところです。

その上で、現時点で事業者の選定が完了している事項としては、まず、予約・配車システムの導入と実証実験の伴走支援を一括して公募型プロポーザルにより選定を行いました。当該プロポーザルは、令和7年5月9日から6月23日までの46日間を受付期間とし、その期間内に計8社から応募がありました。応募があった全8社について、規定に則りプレゼンテーション等を実施し、その審査の結果として、最適な委託事業者に選定された「Community Mobility株式会社」と令和7年8月1日に委託契約を締結しました。同社はデマンド型交通の予約・配車システムを独自で開発し、琴平町や今治市、鳥取市など全国32エリアでシステム導入などの実績がある事業者です。

また、コールセンター業務についてもシステム導入及び伴走支援業務と同じく、

「Community Mobility株式会社」と委託契約を9月5日付で締結しました。こちらの業務についても同社は他自治体のデマンド型交通において受注実績があり、また、予約・配車のみならず利用者へのシステムの説明などのサポートも含め、円滑なコールセンター業務の遂行が継続的かつ一体的に見込むことができるところから、同社と契約を締結することと致しました。

次に運行業務については、町内唯一のタクシー事業者である「有限会社 多度津タクシー」と9月8日付で委託契約を締結致しました。実証運行にあたっては、「一般旅客自動車運送事業者」いわゆるバス・タクシー事業者から、四国運輸局に対して許可申請を行う必要があることから、履行可能な事業者が限定されています。

本町に事業所を有する一般旅客自動車運送事業者は「有限会社 多度津タクシー」のみであり、同社は町内での一般旅客運送業務を長年にわたり担ってきた経験を有し、町内の道路状況についても熟知しており、さらには町外の事業者が履行する場合と比較して、送迎場所までの距離や到着時間が短く、利用者の利便性の観点はもちろん、燃料費などの経費の観点からも有利であることなど

から同社と契約を締結することと致しました。

最後に車両については当初入札での調達を予定していましたが、先ほど申し上げたとおり、国の交付決定が大幅に後ろ倒しとなり、入札による調達では、諸手続を含めると年内での実証運行開始が難しく、また、新車を購入する場合、昨今の電子機器をはじめとする部品の不足などを起因として納期が不透明となっていることから、納車が実証運行の開始に間に合わない恐れもありました。そのため、トヨタカローラ善通寺インター店において7人乗りのミニバン、トヨタ・ノアの中古車1台を購入することと致しました。

今後も具体的な進捗などについては、これまでと同様に議会の皆様にも報告を行いながら、デマンド型交通の実証実験を進めていきたいと考えております。

これから開始する実証運行や将来的な本格運行において、行政としてデマンド型交通を安定的に提供していくには、住民の方々に利用して頂くことが最も重要となります。

実証運行については、初年度はミニマムでの開始を予定しておりますが、議員の皆様にも実際にご利用頂き、意見を頂戴するとともに引き続き、住民の方々への周知などにもご協力をお願い致します。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

再質問です。10月から実証実験が開始出来るよう、急ぎ準備を進めているとのことですが、具体的な運行内容、例えば運賃や運行日時、運行形態など決まっていることなどあれば、予定でもよいのでお答え下さい。

政策課長（吉田 拓也）

先ほど「Community Mobility株式会社」の実績のところで、32エリアとお答えしたんですけれども、39エリアでございます。訂正をさせて頂きます。

藪内議員の再質問にお答えさせて頂きます。

現在、初めて実証実験を行うにあたって、道路運送法第21条に基づく許可申請手続を四国運輸局に対して行っております。

現時点では運輸局から許可は正式には下りておりませんので、確定の状況ではございませんけれども本町が申請を行っている内容をお伝えさせて頂きます。

まず、運行日時について、10月1日からの運行開始を予定し、平日午後8時から5時までを運行時間と定めています。なお、土日祝日と年末年始の12月29日から1月3日までは運休とさせて頂いております。また、午後1時から午後1時30分の30分間については、道路ドライバーの休憩や交代などのため、一時的に運行を休止する見込みとなっております。

次に運賃について、通常運賃が現在予定しておりますのが1回当たり500円、特別運賃が1回当たり300円、未就学児については同伴者1名につき2名まで

を無料と設定したいと考えております。なお、特別運賃の対象については、75歳以上の方、また身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳などをお持ちの方、また、小学生から18歳以下の方を対象としたいと考えております。

続いて予約方法については、アプリまたは電話での予約受付を行う予定しております。アプリについては24時間受付けを行います。電話につきましては、コールセンターの受付時間を午後9時から午後7時までとする予定としております。

次に運行形態について、運行開始時点では町内の約300箇所の乗降ポイントを設定し、そこから乗降して頂きます。運行開始後に乗降ポイントの追加リクエストを受け付け、自宅などを新たに乗降ポイントとして追加することが出来るようになります。ご自宅周辺の道路事情などによって、乗降ポイントが自宅周辺となってしまう場合もございますけれども、出来る限りドア・ツー・ドアでの運行を予定しております。

次に運行エリアにつきましては、島嶼部を除く多度津町全域を、初年度は運行エリアとして設定する予定でございます。

最後にデマンド型交通を利用出来る人について、制限等を設ける予定はございません。全ての方が利用可能とする予定で進めております。

最後にアプリの利用方法をはじめとして実証運行の内容については9月下旬に各公民館等で説明会を開催し、住民の方々に詳細な説明を対面で行う予定としております。また、その際に説明に使用するチラシ等も今現在、作成を進めていますので、出来次第、議員の皆様にもお示しするとともに各ご家庭に全戸配布をしていきたいと考えております。

以上の内容で、初年度の実証実験を開始する予定としておりますが、次年度以降の事業展開については、実証実験の結果や利用者アンケートなどを踏まえながら、運賃、運行エリア、時間の設定などの運行形態を改めて柔軟かつ適切に検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

詳しくご丁寧な答弁有難うございました。3点目に参ります。。

今後、デマンド型交通の実証実験を行っていくことになると思いますが、先ほど申し上げました各移動施策における現時点での課題について、町としての見解をお伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

藪内議員の各移動施策における現時点での課題についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町が行っている高齢者福祉タクシー事業においては、75歳以上の方を対象に

1万円分のタクシーチケットを交付しておりますが、自分で車の運転が出来たり、家族の支援があつたりして利用されない方がいる一方、町外への利用が多い方などは年間を通して足りなくなるという課題があります。また、ボランティア団体が行っている「移動サービスチョイ来た」においては、利用者登録が増加することによって予約が取りづらくなることやボランティアをして下さっている方が現在よりも減少した際は、便数の減少をしなければならないことが課題であると聞いております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

最後に、各移動施策の見直しに向けた検討状況と見直しを行う時期などについて、お伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

藪内議員の各移動施策の見直しに向けた検討状況と見直しを行う時期などについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

デマンド型交通の本運行の開始後、デマンド型交通と高齢者福祉タクシー事業の利用状況の分析結果を基に、高齢者福祉タクシーの利用方法やボランティア団体が行っている「移動サービスチョイ来た」の運営支援をしている高齢者等移動手段確保事業補助金について検証を行う予定でございます。

高齢者福祉タクシーの利用においては、デマンド型交通の利用が町内のみであることから、町外への利用が多くなることが予測されます。この事業で利用出来るタクシー事業者は町内外12の事業所があり、将来的にはデマンド型交通の予約配車システムを活用した方法も視野に入れ、どのような方法がニーズに近寄れるか検討する必要があると考えております。

また「移動サービスチョイ来た」においては、デマンド型交通の運行により、外出手段の確保が難しい高齢者に対して、その環境が改善された場合やボランティアをして下さっている方の高齢化や人員の減少等が生じた場合は、運営について役員会や総会で検討していくと聞いております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

再質問です。今の答弁で、デマンド型交通の本運行が開始された後に両事業の利用分析の結果を基に見直しと検証を行う予定とのことですですが、何のための実証実験なんでしょうか。実証実験そのものの結果を基に見直し、検討が出来るのではないかのでしょうか。

本運行が開始された後では、先延ばしではないのでしょうか。政策課の職員の方々が10月の実証実験に合わせ、非常にタイトなスケジュールで頑張られて漕ぎ着けることになったんじゃないでしょうか。それであれば同じように、他の見直しも同時に進めるべきではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

藪内議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

実証実験が10月ということから、既に福祉タクシーの利用が終わっている方もおられると考えております。3月には駆け込みでタクシーの利用も多くはなりますけれど、もう既に20枚使っている方も多くおられると考えておりますので、実証実験では正しい結果が出ないのかなと考えております。実証実験後、すぐに結果を分析して、それが正しい結果かどうかある程度本運行した後に結果を見ていきたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（藪内 真由美）

いずれにせよ、10月からのデマンド型交通の実証実験開始に当たり、多くの町民が期待し、待ち望んでいます。政策課の一大イベントとして、私も応援しております。

多度津町は、地域の路線バスの廃線で交通弱者が増えています。持続可能な地域公共交通の構築に向けて色々な難題があるかと思いますが、住民サービスを重視されるとともに、広い年代層にも自由に活用出来るような運用・運営などを今後も検討して頂くようお願いし、私の一般質問を終了致します。有難うございました。